



福岡医発第1301号(地)
平成22年 9月16日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

主治医意見書について

今般、福岡県介護保険広域連合より主治医意見書の記載について、下記のとおり依頼がありましたので、主治医研修等を利用して貴会会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、福岡県介護保険広域連合支部がない医師会につきましてもご参考までにお知らせいたします。

記

1. 介護保険法上、認定は原則として、申請日から30日以内に行われるように定められていることから、広域連合では依頼日から10日までを主治医意見書の提出期限としているので、期限を守っていただきたい。

この件については、利用者が主治医へ意見書を持っていくのが遅れるケースもあることから、広域連合から利用者に速やかに主治医へ意見書を持っていくよう周知いただくよう要望いたしております。

2. 主治医意見書が読めないとの苦情があるため、判読できるよう記載をお願いしたい。
3. 主治医意見書は、英語やドイツ語を使わず、日本語で記載をお願いしたい。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽